

傍聴の手続き

高砂市議会の本会議・全員協議会、各委員会は、だれでも自由に傍聴することができます。
平成18年4月1日から傍聴の手続きを変更いたしました。

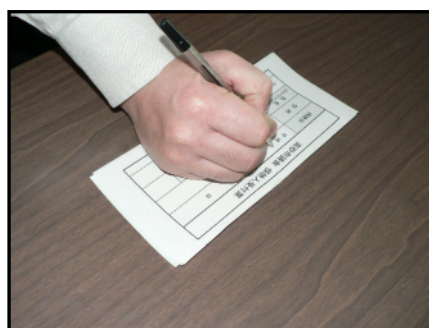
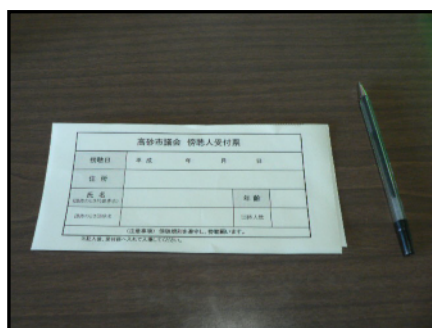
(本会議・全員協議会の場合)

会議の当日、議場傍聴席の入口で傍聴人受付票に必要事項を記入し、受付箱に投入していただきます。なお、傍聴希望者が多数の場合は、傍聴席への入場を制限する場合があります。

(委員会の場合)

会議の当日、委員会室の入口で傍聴人受付票に必要事項を記入し、受付箱に投入していただきます。(途中入場も可能)なお、傍聴希望者が多数の場合や委員会運営上の必要により、委員会室への入場を制限する場合があります。

①傍聴人受付票・委員会傍聴人受付票の記入



②受付箱へ投入



③議場傍聴席・委員会室へ入場



議 場 傍 聴 席



委 員 会 室